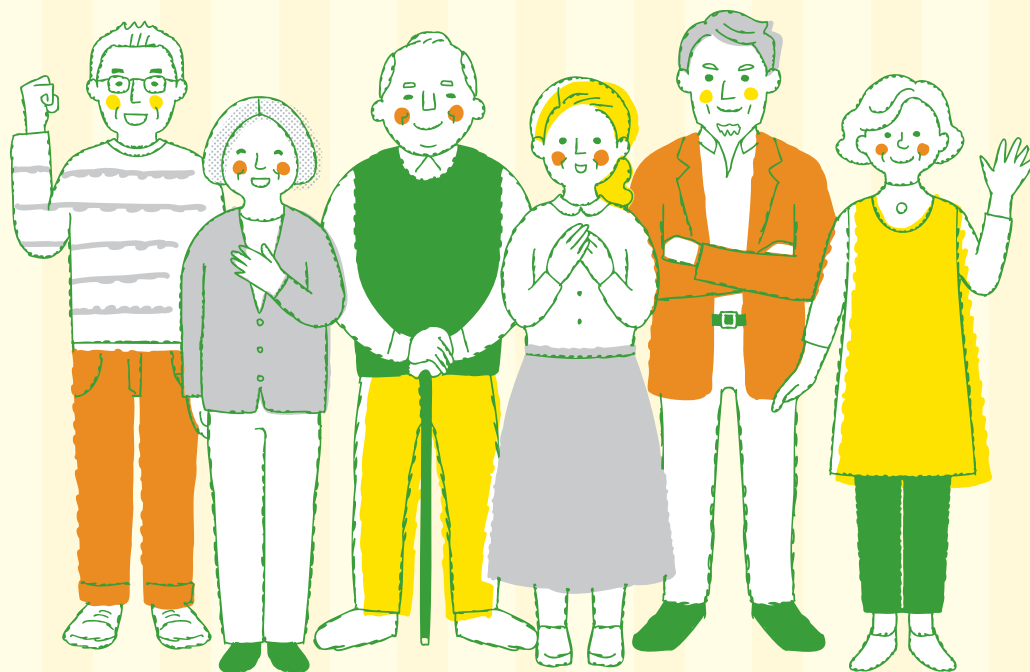


甲 賀 市

第9期介護保険事業計画 高齢者福祉計画

概要版

令和6年度(2024年度)～令和8年度(2026年度)



令和6年(2024年)3月

はじめに

計画策定の趣旨

甲賀市（以下「本市」という。）の高齢者を取り巻く状況や国の動向を踏まえながら、本市における地域包括ケアシステムの深化と高齢者福祉の充実に向けた取組を進め、市内で生活するすべての高齢者が、生きがいを持って安心して生活できる環境を実現するために、この計画を策定しました。

計画の法的位置づけ

老人福祉法第20条の8に規定する市町村老人福祉計画及び介護保険法第117条に規定する市町村介護保険事業計画の連携と調和を保つため一体的な計画として策定します。

本市の最上位計画である「第2次甲賀市総合計画」や社会福祉法に基づく「第2次地域福祉計画」、その他関連計画や県の策定する計画等と整合を図っています。

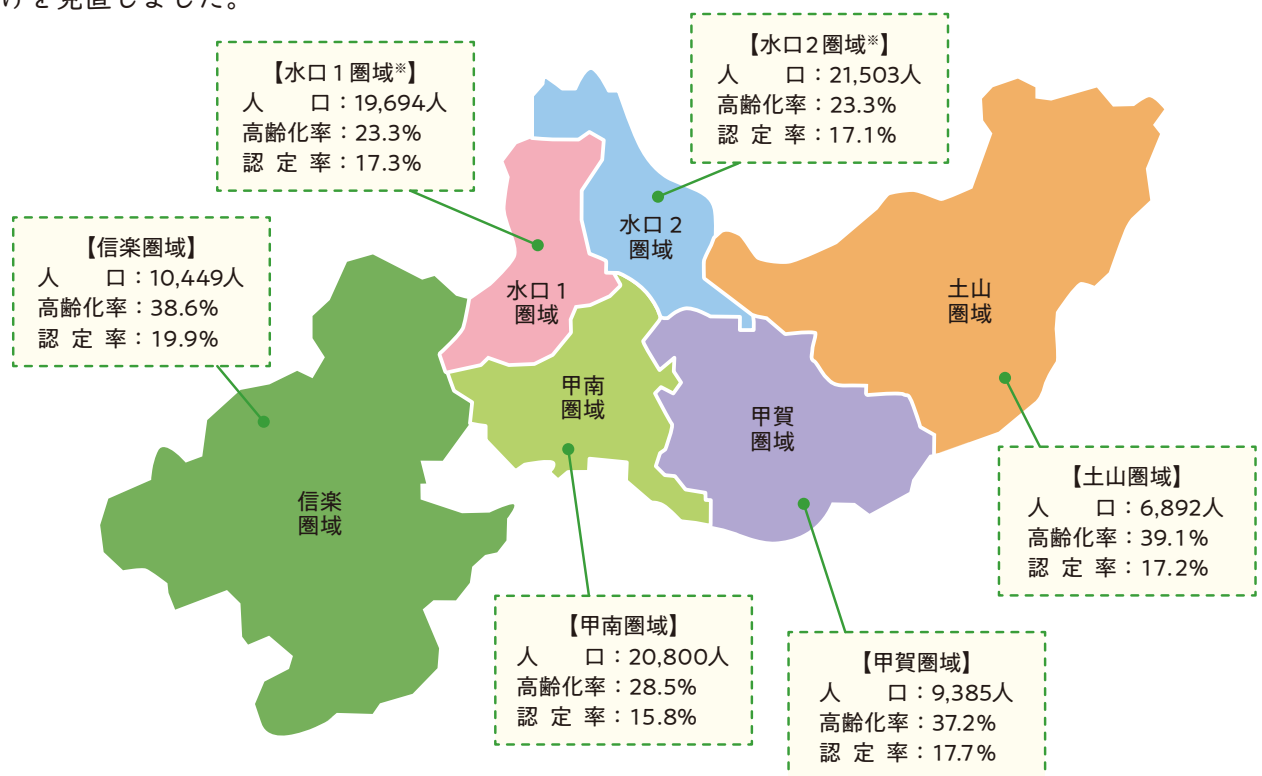
計画の期間

令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間の計画です。

甲賀市の高齢者を取り巻く状況

日常生活圏域と状況

第9期計画における日常生活圏域は、地域の現状や取組、地域との連携の観点から水口圏域の分けを見直しました。

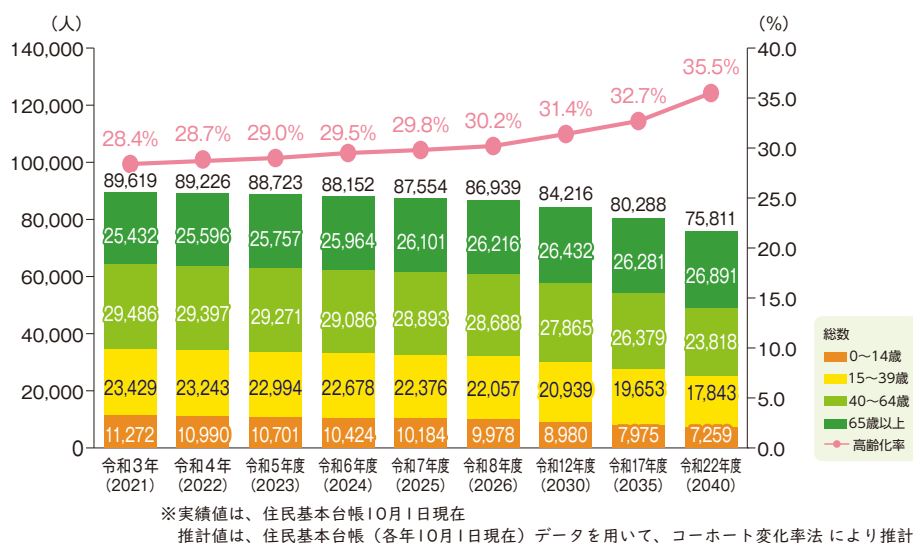


※水口1圏域は、柏木地区、貴生川地区、綾野地区
※水口2圏域は、水口地区、岩上地区、伴谷地区

人口の状況及び将来推計

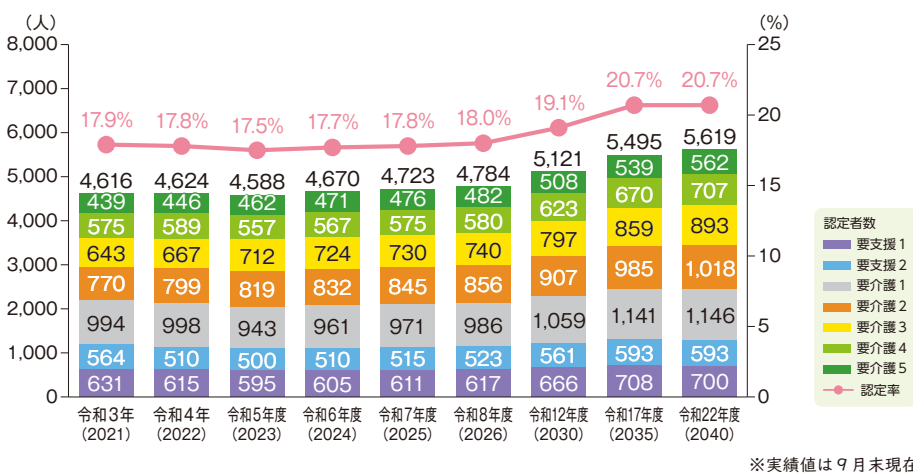
本市の総人口は、令和5年（2023年）10月1日で88,723人となっています。

本計画の最終年度である令和8年度（2026年度）には、総人口は86,939人、65歳以上が26,216人（高齢化率30.2%）になると見込まれます。



要支援・要介護認定者数の見込み

要支援・要介護認定者数については、今後は増加傾向で推移し、令和8年度（2026年度）には4,784人（認定率18.0%）と見込まれます。



高齢者実態把握調査の結果と課題

- 要支援認定を受けていない方においても心身機能の低下している方が一定数存在しています。
- 趣味や生きがいを持っている人の方が、主観的健康観や幸福感が高い傾向があります。健康寿命を延伸するためにも、趣味などを通じて社会的なつながりを持ち続けることが重要です。
- 要介護認定者が現在抱えている傷病は、認知症の割合が高くなっています。
- 在宅介護の継続のためにも、家族の多様な状況にあわせ介護者の不安が解消できるよう情報提供などのきめ細かな対応が必要です。
- 介護保険サービスの整備とともに、介護保険サービスでは対応できない部分をカバーする介護保険外のインフォーマルサービスの必要性がより一層高まっています。
- 今後、さらに介護人材の不足が予測されることから、人材確保・定着のための実効性の高い取組を進めることが重要です。



計画の基本理念

まちづくりの指針である「第2次甲賀市総合計画」において、本市のまちや人の姿を「あい甲賀いつもの暮らしに“しあわせ”を感じるまち」とし、すべての人の人権が尊重され、人と人とのつながりや心のふれあい生まれ、誰もが生きがいを持って、健康で安心して暮らせるまちを未来像としています。

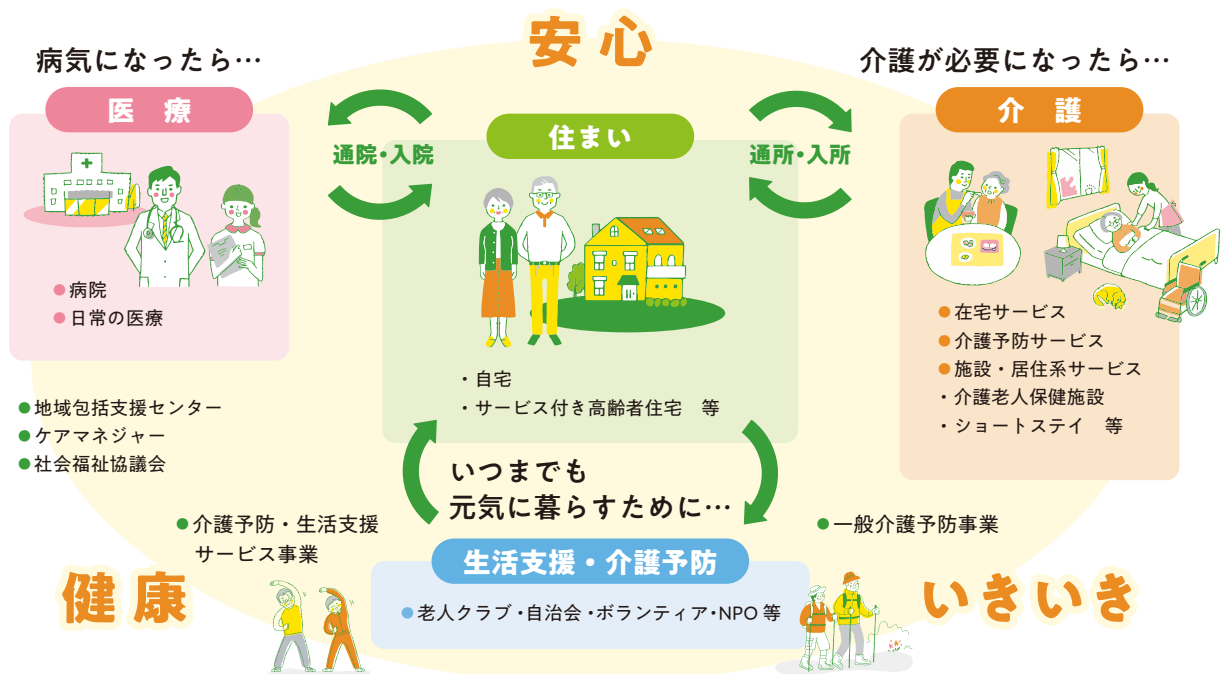
本計画では、これらと整合を図りつつ、第8期計画の取組を継承し、高齢者が社会を支える一員として、健康でいきいきと活躍し、介護が必要な状態となっても住み慣れた地域で自立した生活ができ、いつまでも安心して暮らせるまちを目指し、地域全体で高齢者を支えるしくみである地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進に取り組みます。

これらのことから、これまでの基本理念を普遍的なものとして引き継ぎ、次のとおり基本理念を定めます。

基本理念

みんなでつくり育てる
健康・いきいき・安心のまち あい甲賀
～地域包括ケアシステムの深化～

【本市の地域包括ケアシステムが目指す姿】



高齢者一人ひとりが、どのような心身の状態であっても、住み慣れた地域で、尊厳を保ち、自分らしい日常生活を人生の最期まで営んでいます。

「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことができる地域共生社会を目指します。

施策の展開

基本的方向 1

健康づくり・介護予防の推進

「人生100年時代」を迎えている中で、高齢者が健康で自立して暮らせる期間である健康寿命の延伸を図るため、健康づくりと介護予防を推進し、健康長寿な地域づくりを行います。

1 健康づくりを支える環境整備

- ① 地域のつながりによる健康づくりの推進
- ② 健康を支える環境整備とその活用
- ③ 保健事業と介護予防の一体的事業



2 生活習慣病の発症予防と重度化防止

- ① 健康教育
- ② 健康診査
- ③ 健康相談

3 介護予防の推進

- ① 介護予防把握事業
- ② 介護予防普及啓発事業【★重点】
- ③ 地域介護予防活動支援事業
- ④ 一般介護予防事業評価事業
- ⑤ 地域リハビリテーション活動支援事業

4 介護予防・日常生活支援総合事業の充実

- ① 訪問型サービス（ホームヘルプサービス）
- ② 通所型サービス（デイサービス）
- ③ その他の多様なサービス
- ④ 介護予防支援事業（ケアマネジメント）

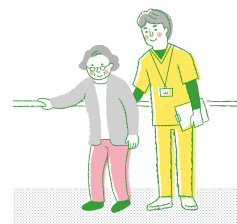
基本的方向 2

在宅生活を支えるしくみづくり

在宅サービスの充実とともに、切れ目のない医療と介護の連携を強化し、介護が必要な状態になっても、できる限り住み慣れた地域で自分らしく自立した生活ができるしくみづくりを推進します。

1 地域包括支援センターの機能強化

- ① 地域包括支援センター運営の機能充実【★重点】
- ② 地域ケア会議等の活用
- ③ 地域包括支援センターの委託と機能強化について



2 在宅支援事業の充実

- ① 介護用品購入費助成事業
- ② 介護認定者福祉車両運賃助成事業
- ③ 日常生活用具給付事業
- ④ 配食サービス事業
- ⑤ 介護激励金支給事業
- ⑥ 移動販売支援事業
- ⑦ 家庭系ごみ排出困難者支援事業
- ⑧ 家族介護者支援事業

3 在宅医療・介護連携の推進

- ① 地域の医療・介護資源の把握と課題の抽出
- ② 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
- ③ 在宅医療・介護コーディネイト機能の充実
- ④ 在宅医療・介護関係者に関する相談支援
- ⑤ 地域住民への普及啓発
- ⑥ 医療・介護関係者の研修

基本的方向 3

認知症施策の推進

認知症になっても可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らすことができる共生社会を目指し、認知症の人やその家族の視点を重視しながら、認知症との共生と予防の取組を適切かつ継続的に行います。また、必要な医療・福祉サービスにつながり、切れ目なく提供される体制づくりに取り組みます。

1 認知症の予防、早期診断・早期対応の強化

- ① 認知症に関する相談窓口の周知
- ② 認知症ケアパスの活用推進
- ③ 認知症を予防するための地域での取組支援
- ④ 軽度認知障害（MCI）の早期発見・早期対応
- ⑤ 認知症初期集中支援チームの周知・活用

2 地域での日常生活・家族の支援の強化

- ① 認知症の人とその家族が安心して過ごせる居場所づくり【★重点】
- ② 地域の見守りや支え合いの体制強化
- ③ 認知症になっても安心して生活できる地域づくりのための人材育成と体制整備【★重点】
- ④ 徘徊高齢者への支援

基本的方向 4

生きがい・地域づくりの推進

高齢者が自らの知識や経験を活かし、社会参加・参画できるよう、生涯学習活動やボランティア活動への支援、就労に関する情報提供など高齢者の生きがいづくりや高齢者が活躍できる地域づくりに取り組みます。また、地域の生活課題を解決する支え合いの体制づくりを支援します。

1 生きがい活動への支援

- ① 生涯学習活動の推進
- ② 生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進
- ③ ともに作りあげる居場所づくりの推進
- ④ 自主的活動への支援
- ⑤ ボランティア活動の推進
- ⑥ 世代間交流
- ⑦ ゆうゆう甲賀クラブ（老人クラブ）活動への支援

2 就労支援

- ① 就労機会の提供
- ② 雇用や人材に関する情報提供・相談支援

3 生活支援サービスの体制整備

- ① 地域資源の把握と関係機関との連携
- ② 生活支援サービス等への参加啓発
- ③ 地域に不足する生活支援サービスの課題の抽出と開発の支援
- ④ 担い手（ボランティア等）の育成と活躍の場の確保
- ⑤ 複合的な生活課題の解決に向けた体制の整備
（重層的支援体制整備）【★重点】



基本的方向 5

安全・安心な暮らしの推進

高齢者が安全・安心に暮らすことができるよう、住まいについての情報提供を行うとともに、災害時等の体制の充実を図ります。

また、判断能力が不十分なために日常生活に困っている方が地域で安心して生活できるよう、成年後見制度の周知、利用促進を図ります。



1 安全な生活の支援

- ① 災害時における避難行動支援
- ② 災害時における福祉避難所指定及び協定
- ③ 高齢者等見守り支援に関する協定
- ④ 緊急通報システム事業
- ⑤ 交通安全対策の推進
- ⑥ 消費者被害の撲滅
- ⑦ 地域情報通信基盤の活用
- ⑧ 感染症対策に係る体制整備

2 権利擁護の推進

- ① 高齢者虐待防止の推進【★重点】
- ② 権利擁護に関する取組

3 住まいの支援

- ① 高齢者向け住宅の整備
- ② 高齢者向け施設の情報提供
- ③ 一時的な住まいの支援

基本的方向 6

介護サービスの充実

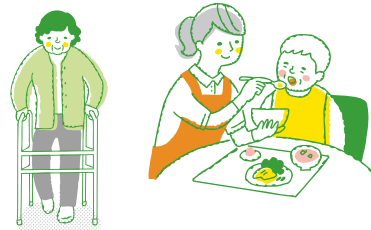
介護が必要な高齢者に適切な介護サービスを提供できるよう、サービス基盤の強化に努めます。また、サービスの質の向上や介護人材の確保・定着、介護保険給付等の適正化に取り組み、介護保険事業の円滑な運営に努めます。

1 在宅サービス・施設サービスの充実

- ① 市民への情報提供
- ② 介護保険事業者に関する苦情への対応
- ③ 介護特別給付費助成事業
- ④ サービス提供基盤の整備
- ⑤ 共生型サービスの整備

2 介護保険事業の安定した運営

- ① サービス事業所への指導・助言
- ② 介護支援専門員への支援
- ③ 介護給付費等の適正化に向けた取組の推進
- ④ 低所得者への配慮
- ⑤ 福祉・介護人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進【★重点】



第1号被保険者の介護保険料

65歳以上の方の保険料は、本市の介護サービス費用がまかなえるよう算出された「基準額」を基に決まります。

基準額の決まり方

$$\begin{array}{c}
 \text{甲賀市に必要な} \\
 \text{介護サービスの総費用} \times \text{65歳以上の方の} \\
 \text{負担分23\%} \div \text{甲賀市に住む} \\
 \text{65歳以上の方の人数} \\
 \\
 = \text{甲賀市の令和6年度(2024年度)~令和8年度(2026年度)介護保険料} \\
 \text{基準額71,280円(年額)}
 \end{array}$$

▼「基準額」をもとに、所得に応じた負担になるよう次の14段階の保険料に分かれます。

段階	区分	保険料率	月額(円)	年額(円)
第1段階	・生活保護受給者又は老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税 ・世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	(×0.45) ×0.28	1,663	19,956
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下	(×0.58) ×0.38	2,257	27,084
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超	(×0.69) ×0.685	4,068	48,816
第4段階	世帯の誰かに市民税が課税され、本人が市民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	×0.87	5,167	62,004
第5段階	世帯の誰かに市民税が課税され、本人が市民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超	【基準額】	5,940	71,280
第6段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が125万円未満	×1.13	6,712	80,544
第7段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が125万円以上210万円未満	×1.25	7,425	89,100
第8段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満	×1.50	8,910	106,920
第9段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が320万円以上400万円未満	×1.75	10,395	124,740
第10段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が400万円以上500万円未満	×2.0	11,880	142,560
第11段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が500万円以上620万円未満	×2.25	13,365	160,380
第12段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が620万円以上720万円未満	×2.3	13,662	163,944
第13段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が720万円以上1,000万円未満	×2.4	14,256	171,072
第14段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が1,000万円以上	×2.6	15,444	185,328

※ () は公費による負担軽減前の割合

甲賀市第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画（概要版）

令和6年(2024年)3月 発行/甲賀市 長寿福祉課
〒528-8502 滋賀県甲賀市水口町水口6053番地
電話 0748-69-2165 FAX 0748-63-4085